

平成 20 年 6 月

会 員 各 位

社団法人東京建設業協会

住宅瑕疵担保履行法に関する説明会開催について

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（住宅瑕疵担保履行法）が平成 21 年 10 月 1 日から施行され、平成 21 年 10 月 1 日以降に消費者に引き渡す新築住宅について、供給者である建設業者や宅地建物取引業者に資力確保措置（住宅瑕疵担保保証金の供託、または住宅瑕疵担保責任保険への加入）が義務付けられます。

つきましては、制度の概要や保険等について説明会を下記により開催いたします。ご参加下さるようご案内申し上げます。

記

1. 日 時 平成 20 年 6 月 25 日（水）午後 2 時から 4 時まで
（午後 1 時 30 分から受付開始）
2. 場 所 明治記念館 2 階 蓬莱の間（裏面参照）
港区元赤坂 2 - 2 - 2 3 電話 03-3403-1171
3. 内 容 ・ 法律・制度の概要
・ 住宅瑕疵担保責任保険について
4. 講 師 財団法人住宅保証機構 担当者
5. 申込方法 ・ 裏面申込書により FAX（03-3555-2170）でお申込下さい。
・ 受付後、受付番号を記入のうえ返送いたします。
・ 定員（250 名）になり次第締め切らせて頂きます。
・ 当日は申込書をご持参下さい。
・ 参加費無料
6. 問合せ先 社団法人東京建設業協会
事業部振興課 恩田、轡田
電話 03-3552-5656 FAX 03-3555-2170